

山本修さん法廷で意見陳述！

3月19日東京地裁606号法廷において、山本修さんへの強制出向延長を正す裁判が開始されました。山本さんは多くの傍聴者が見守るなかで堂々と、そして力強く意見陳述をおこないました。



私がこの裁判で求めていることは、3年間の出向期間が満期になったためJR東海に復帰することです。私は、出向延長命令を断りましたが、これを会社が認めず、出向延長を拒否したまま勤務をしなければ処分されると思い、仕方なく現在も出向会社で勤務しております。今の会社の勤務が過酷でC型肝炎の事も有り、この先勤務することが不安な気持ちのまま働いています。ぜひ規定上の根拠のない出向延長命令を取り消してください。

JR東海会社の労働協約や就業規則には「出向延長の規定」はありません。私の事情や希望に反する形で、一方的に出向期間の延長を命じる権限はないと思います。初めから「出向延長ありき」の姿勢で私の「JR東海に復帰したい」という気持ちを無視した、一方的な出向延長の強要は納得できません。

このことは、私がJR東海労組合員であるからこのような出向延長を強要しているとは思えません。しかし私は何としても「仲間のいるJR東海で定年を迎えたい」という強い思いがあり、裁判で訴えることにしました。

ぜひとも裁判所におきましては、法律と社会的な公正に照らして、このような会社の理不尽な姿勢を正していただき、私がこの延長命令をあまんじて従わなければならないのか、ご判断を頂きたいと思います。（意見陳述の抜粋）

公判終了後には地本主催の報告集会が開催され70名の組合員・OBが参加し、新幹線関西地本・名古屋地本・静岡地本からも仲間がかけつけてくれました。

次回の第2回口頭弁論は5月21日（火）10時から619号法廷で開催されます。